

国土利用計画の概要について

1 国土利用計画の概要

(1) 意義

国土利用計画は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、利用に当たっては公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を考慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

国土の利用に関する行政上の指針となる総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期計画です。

(2) 役割

国土利用計画は、国土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるとともに民間の諸活動に指針を与えるマスタープランです。

(3) 体系

国土利用計画は、国、都道府県及び市町村がそれぞれの区域において定める全国計画、都道府県計画及び市町村計画により構成され、都道府県計画は全国計画を、市町村計画は都道府県計画を基本として策定されます。

(4) 項目

国土利用計画は、次の項目からなっています。

ア 国土の利用に関する基本構想

イ 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

ウ イに掲げる目標を達成するために必要な措置の概要

2 国土利用計画（全国計画）

国土利用計画（全国計画）は、国土の利用に関する国の各種計画や都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となるもので、昭和51年に第一次計画、昭和60年に第二次計画、平成8年に第三次計画、平成20年に第四次計画が策定されましたが、東日本大震災の発生などにより、国土利用をめぐる諸情勢が変化したことなどから、平成27年8月に第五次計画が閣議決定されました。

3 国土利用計画（宮崎県計画）

国土利用計画（宮崎県計画）は、土地利用基本計画及び国土利用計画（市町村計画）の基本となるもので、昭和52年に第一次計画、昭和61年に第二次計画、平成8年に第三次計画、平成20年に第四次計画を策定しましたが、目標年次の到来、都道府県計画の基本となる全国計画の改定などにより、平成30年3月に第五次計画を策定しました。